



鳥取県公報

平成16年 3月19日(金)
第 7 5 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (190) (協働推進室)	1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業の事業所の変更の届出 (191) (障害福祉課)	2
	特定計量器の定期検査の実施 (192) (経済交流課)	2
	ブルセラ病検査等の実施 (193) (畜産課)	3
	土地改良法による換地処分 (2件) (194・195) (耕地課)	4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意について の適否の決定 (196) (水産課)	5
	車両制限令による道路等の指定 (197) (道路課)	5
	都市計画の決定予定 (198) (都市計画課)	6
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (199・200) (＃)	7
選管告示	選挙管理委員会の招集 (7)	8
教委告示	定例教育委員会の招集 (6) (教育総務課)	8
公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課)	9

告 示

鳥取県告示第190号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成16年5月10日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年3月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際経済文化交流協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
増田 裕史

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市三本松二丁目6 - 18

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、中国河北省婦人国際経済文化交流局との連携をもとに中国・ネパール・インド等と友好を結び相互の文化、芸術、教育の幅広い交流と協力を促進すると共に青少年の健全育成に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

目的、特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

鳥取県告示第191号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人 ウイズユー	鳥取市晩稲40 - 1	ウイズユースマイル	鳥取市徳尾81 - 34	地域生活援助	平成15年 12月1日

鳥取県告示第192号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡 岩美町	平成16年4月19日（月）	午前10時から 午前11時まで	岩美郡岩美町大字院内435 - 2 鳥取いなば農業協同組合小田支店
”	”	午後1時から 午後2時まで	岩美郡岩美町大字岩井614 岩美町老人福祉センター
”	平成16年4月20日（火）	午前10時から 午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675 - 1 岩美町役場
岩美郡 国府町	平成16年4月21日（水）	午前10時から 午前11時まで	岩美郡国府町大字中河原68 - 6 国府町林業会館

”	”	午後1時から 午後3時まで	岩美郡国府町大字中郷913 鳥取いなば農業協同組合国府町支店果実選果場
岩美郡 福部村	平成16年4月22日(木)	午前10時から 午後3時まで	岩美郡福部村大字細川668 福部村役場
岩美郡	平成16年4月28日(水)	午後1時から 午後3時まで	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
”	平成16年5月6日(木) から同月31日(月)まで の日(日曜日及び土曜日 を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

鳥取県告示第193号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐_モ蛆病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐_モ蛆病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（米子市、境港市、岩美郡国府町、八頭郡船岡町若しくは河原町、東伯郡東郷町若しくは東伯町、西伯郡会見町若しくは岸本町又は日野郡溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成16年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市、米子市、境港市、岩美郡国府町若しくは岩美町、八頭郡船岡町若しくは河原町、気高郡青谷町、東伯郡東郷町、三朝町、大栄町若しくは東伯町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町若しくは大山町又は日野郡溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成16年4月1日以降に放牧するもの
オ 平成16年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (2)に掲げる牛

イ ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 腐蛆病検査

みつばち

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(エライザ法)又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第194号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る明治地区小原工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において

準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る明治地区細見工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第196号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁業の区分
鳥取福部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第197号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、かつ、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成16年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	431号	境港市昭和町字白波2271地先から米子市赤井手字菰池826 - 1地先まで	平成16年 3月22日
主要地方道	鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目202地先から岩美郡国府町新通り三丁目340 - 1地先まで	〃

〃	米子境港線	境港市小篠津町字茶苑畑5540地先から同市外江町字廻澤2239 - 1地先まで	〃
一般県道	鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目106 - 2地先から同市湖山町東五丁目215地先まで	〃
〃	米子空港線	境港市小篠津町字川本1503 - 4地先から同市佐斐神町字砂浜ノ四29 - 9地先まで	〃
〃	境外港線	境港市昭和町13 - 8地先から同市上道町2191 - 5地先まで	〃
〃	両三柳西福原線	米子市河崎字矢倉灘道西69 - 9地先から同市西福原一丁目460 - 1地先まで	〃
〃	若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目3 - 1地先から同市尚徳町101 - 5地先まで	〃

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年3月22日から同年4月5日まで関係市役所及び町村役場において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年4月5日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域	都市計画の案の縦覧場所
鳥取都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	鳥取都市計画区域の全域	鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）及び国府町役場（岩美郡国府町大字町屋305 - 1）

米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	米子境港都市計画区域の全域	米子市役所（米子市加茂町1-1）及び境港市役所（境港市上道町3000）並びに日吉津村役場（西伯郡日吉津村大字日吉津872-15）
倉吉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	倉吉都市計画区域の全域	倉吉市役所（倉吉市葵町722）
岩美都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	岩美都市計画区域の全域	岩美町役場（岩美郡岩美町大字浦富675-1）
福部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	福部都市計画区域の全域	福部村役場（岩美郡福部村大字細川668）
八頭中央都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	八頭中央都市計画区域の全域	郡家町役場（八頭郡郡家町大字郡家493）、船岡町役場（八頭郡船岡町大字船岡539）及び河原町役場（八頭郡河原町大字渡一木277）
若桜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	若桜都市計画区域の全域	若桜町役場（八頭郡若桜町大字若桜801-5）
智頭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	智頭都市計画区域の全域	智頭町役場（八頭郡智頭町大字智頭2072-1）
気高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	気高都市計画区域の全域	気高町役場（気高郡気高町大字浜村282-1）
鹿野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	鹿野都市計画区域の全域	鹿野町役場（気高郡鹿野町大字鹿野1517）
青谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	青谷都市計画区域の全域	青谷町役場（気高郡青谷町大字青谷667）
羽合都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	羽合都市計画区域の全域	羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留19-1）
東郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	東郷都市計画区域の全域	東郷町役場（東伯郡東郷町大字龍島500）
三朝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	三朝都市計画区域の全域	三朝町役場（東伯郡三朝町大字大瀬999-2）
北条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	北条都市計画区域の全域	北条町役場（東伯郡北条町土下112）
大栄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	大栄都市計画区域の全域	大栄町役場（東伯郡大栄町大字由良宿423-1）
東伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	東伯都市計画区域の全域	東伯町役場（東伯郡東伯町大字徳万591-2）
赤碕都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	赤碕都市計画区域の全域	赤碕町役場（東伯郡赤碕町大字赤碕1142-3）
淀江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	淀江都市計画区域の全域	淀江町役場（西伯郡淀江町大字西原1129-1）

鳥取県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、羽合町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画下水道 羽合町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

平成16年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年3月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日時 平成16年3月23日（火）午後1時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

（1）公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について

（2）その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第6号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年3月19日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

- 1 日時 平成16年3月22日(月)午前9時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
 - (2) その他

公 告

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成16年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 実施日時
 - (1) 平成16年5月10日(月)から同月17日(月)まで
 - (2) 時間 午前9時から午後4時50分まで
- 2 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 5階大会議室
- 3 受講定員
30名
- 4 講習事項
 - (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
 - (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- 5 受講対象者
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定で1級のもの(以下「1級の検定」という。)に合格した者
 - (3) 検定規則第1条第1項に規定する検定で2級のもの(以下「2級の検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者
- 6 受講申込書の受付期間
平成16年4月9日(金)から同月20日(火)まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 7 受講申込書の提出先
鳥取県内の各警察署

8 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。
 - ア 5(1)に該当する者にあつては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 5(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証の写し
 - ウ 5(3)に該当する者にあつては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

9 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、37,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。